

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

檜葉町長 松本 幸英

市町村名 (市町村コード)	檜葉町 07542
地域名 (地域内農業集落名)	上繁岡、下繁岡、波倉、上井出、下井出、大谷、北田 (上井出、萩向、下井出、北田、大谷、松ヶ岡、立石、上繁岡、営団、山所布、乙次郎、繁岡、下繁岡、波倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月27日 (第 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東日本大震災及び原子力災害により、営農が約5年にわたり途絶えていた中で、農家の高齢化や後継者・担い手不足が顕在化し、再開が思うように進まない状況である。そのような状況の中、いち早い営農の再開に向け、檜葉町特産品開発センターや檜葉町甘藷貯蔵施設など新たな農業用施設の導入をしたほか、収益性が高く、栽培・出荷体系の機械化により省力的栽培が可能なサツマイモを導入するなど、畑作での大規模営農モデルの確立を図っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・畜産農家の再開に伴う粗飼料需要の増加に対応するため、牧草やWCSの作付面積の拡大や、高収益作物の甘藷等の導入を積極的にすすめ、農業法人等を中心に作付面積の拡大を目指す。
・機械化を進め効率的な栽培と生産コストの削減を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	564.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	385.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・畜産農家の再開に伴う飼料需要の増加に対して、牧草やWCSの作付面積の拡大や、高収益作物のサツマイモ等の導入を積極的にすすめ、農業法人等を中心とした大規模栽培を目指す。
・新たに設立した農業用施設にて、特産品の開発や機械化による効率的な栽培と生産コストの削減を図っていく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
これからの地域農業を支えていく意欲のある担い手や農業法人へ集積を図ることで農地の保全や農業文化の継承、収益性の高い農業を展開する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の認知度が低いため、農業者へ周知を行う。 現在、利用権設定がされている農地は、更新の際は農地中間管理機構の活用に誘導していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
津波浸水区域を始めとした地区内の被災農地を優先的に災害復旧事業に取り組んでいる。 沿岸部を中心に小規模な農地は大区画化し生産性の向上に繋げていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や町、JAとによる担い手に対する研修会の開催や、農業法人の育成制度・農業用機械の利用を促進していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率的な作業や労働力の軽減を図る為に農作業委託の取組を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				